

第1話

青銭三百文——蔑まれた代言人

はじめに、お詫びを申し上げます。本編には、ご存命の先生方を含め、深い尊敬を捧げるべき多くの先達が登場します。本来であればお一人おひとりに敬称を付して記すべきところ、歴史読み物としての性格上、敬称を略して書き進めることを、どうかお許してください。

＊ ＊ ＊

その試験問題が読み上げられたとき、会場の空気が凍りついた。

「三業組合の規則を心得居るや」

三業とは、女郎屋、引手茶屋、そして女郎のことである。明治9年4月10日、東京府が実施した最初の代言人検査。集まった30名の出願者は、これから法廷に立ち、人の権利を守る職業に就こうとする者たちだった。その最初の関門で問われたのが、遊郭の営業規則だった。

受験生の中にいた一人の書生が、こう叫んだ——後年、代言人の松尾清次郎が語り残した逸話である。

「己等は人民の権利を伸ばすと云ふ職業に就かうといふ代言人になるのだ、それが女郎屋の規則を試験するなどと、諸君今日の斯んな馬鹿気た試験は止さうではないか」（東弁百年史p.21-22）

憤慨した受験生たちは、全員が席を蹴って退場した。東京府はその日の検査を中止し、司法省に問題を作り直させて、一週間後にやり直した。合格者は東京でわずか6人、全国でも34人にすぎなかった。

これが、日本の弁護士の出発点である。

＊ ＊ ＊

代言人という職業は、明治5年の司法職務定制によって生まれた。だが資格の定めはなく、担い手の多くは徳川の世の公事師——訴訟の口利きを業とした者たち——の横すべりだった。過当競争の中で何が起きたかを、明治の法律家・奥平昌洪は容赦なく書き残している。

「無学無識の徒続続この業に従事し……青銭三百文又は玄米一升の報酬にて代言を引受くる者多く遂に三百代言といへる諺を生ずるに至れり」（東弁百年史p.19所引）

銭三百文で舌を貸す男たち。「三百代言」という蔑称は、こうして生まれた。百五十年を経た今日でさえ、この四文字を知らない日本人は少な

い。

免許制を敷いた代言人規則の下でも、扱いは変わらなかった。裁判所からの呼出状は前日か当日に届き、事件名も用件も書かれていない。門をくぐるには門番に名刺を示して認印を受け、帰るときには係官の認印をもらって門番に渡さなければ、何時間でも控室で待たされた。法廷では姓名を呼び捨てにされ、「サガレ」の号令一つで退けられる。当時の評は簡潔である。

「官吏の代言人を視ること猶僕隸を視るごとく」

僕隸——召使いである。

制度そのものが、彼らを守るためではなく、縛るために作られていた。代言人規則は、裁判官に向かって規則の趣旨を述べることは許しても、「其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス」と定めた。法の是非を論じてはならない代言人とは、いったい何のための代言人か。法廷で「国法ヲ誹議シ」官吏を侮った者は、譴責・停業・除名。裁判官と法廷の外で私的に面会して話すことすら、司法省の達で禁じられた。明治13年の規則改正は、さらに全国の代言人を検事の監視下に置き、組合への強制加入を命じた。

後年、弁護士史家の森長英三郎はこう総括している。「代言人に関する最初の法規が、すでに取締法であったのである」。そして——「その後の代

言人——弁護士の地位向上は、この取締の網の目をいかに切りとって行くかにかかっていた」。

＊ ＊ ＊

その網の目に、真正面から体当たりした男がいる。

明治10年、英国から一人の男が帰ってきた。日本人として初めて英国の法廷弁護士——バリスター——の資格を得た星亨である。帰国した星は大蔵卿大隈重信に建言し、自らのために「司法省附属代言人」という椅子を作らせた。建言に曰く——「方今の急務は、人權を拡張し自由を伸張し、国民の品位を上進せしむるに在り……然れども目下代言人の状況を観るに卑陋言うに忍びざるものあり」。代言人の現状は見るに堪えない、ならば自分が変えてみせる、というのである。

星は法廷で姓名を呼び捨てにされると、着席を拒んで言い放った。

「弁護人は刑事裁判を構成する一人である。被告人とは違う。氏名を呼びてするならば本職は決して席に就かない」（東弁百年史p.34）

誰もが徒歩でくぐる裁判所の門を、人力車に乗ったまま乗り通した。検事の長広舌には「長たらしいお談義は聞かずとも宜し」と切り返した。傲岸といえば傲岸である。だがその傲岸は、代言人を僕隸扱いする官尊民卑の壁に開けた、最初の風穴だった。

明治14年、板垣退助が自由党を結成すると、星亨、大井憲太郎ら代表的な代言人が率先して入党した。星らは京橋鎗屋町に「厚德館」を設け、民権運動で法に触れた者、資力のない者の弁護を無報酬で引き受けた。集った代言人は、多いときで40余名。明治16年の福島事件——県令三島通庸の圧政に抗した河野広中らの裁判——では、7月19日から8月28日まで30回、連日の公判を闘った。星の弁論は前後3日に及び、傍聴人を感動させた。判決は、河野に軽禁獄7年など被告全員有罪。勝てない闘いだった。それでも、権力に立ち向かう法廷に代言人の姿がある——その光景自体が、この国にとって新しかった。

そもそも刑事法廷に弁護人が立てること自体、闘い取られたものである。明治12年、司法省の磯部四郎が「今や我邦独り詞訟ニ代言ヲ許サレ未タ刑獄ニ之ヲ許サレス豈大欠典ト雖ハサル可ケンヤ」——民事の訴訟に代言を許しながら刑事に許さないのは大欠典ではないか——との意見書を出したとき、法典起草委員10名のうち8名が、代言人への不信と侮蔑をあらわにして反対した。賛成に回ったのは、お雇い外国人のボアソナードだった。こうして治罪法により刑事弁護が解禁された明治15年の2月、大阪で代言人・松木正守が刺殺される事件が起きる。被害者が代言人だったため、関西で被告人の弁護を引き受ける者は一人もいなかった。

立ったのは、東京の大岡育造だった。同僚たちは弁護士料を出し合い、宴を開いて送り出し、横浜まで見送った。縁者の医師は、一振りの短刀を贈った。生きて帰れぬかもしれぬ、という餞である。翌16年7月の公判

を経て、判決は無罪。日本における正当防衛無罪の先駆けは、命がけの出張弁護から生まれた。

＊ ＊ ＊

明治17年、星は演説会での発言を官吏侮辱罪に問われ、重禁錮6月——そして代言人資格を剥奪された。権力と闘う代言人から、権力は資格を奪った。取締の網の目は、まだ破れていなかった。

明治22年2月11日、大日本帝国憲法発布。国を挙げての祝典の日である。だが宮中の式典の参列者名簿に、代言人の代表はなかった。申し出ても、容れられなかった。

東京の代言人たちは羽織袴に威儀を正し、虎ノ門外の路上に立って、行列を迎えた。式典から締め出された男たちは、その足で柳橋の料亭・柳光亭に集まり、丸提灯に大きく「憲」の一字を書いて、昼も夜も火を入れ続けた。

憲法発布に伴う大赦は、星亨にも及んだ。星は3月15日付で、代言人の資格を取り戻している。

憲法を最も必要とする職業が、憲法の祝典から締め出されていた。ならば、この国に本当の立憲政治を根づかせる仕事は、まだ始まっていない——路上に立った男たちは、そのことを誰よりも知っていた。彼らの闘いは、ここから始まる。

現代への視線

弁護士の地位も、弁護士自治も、初めからそこにあったのではない。遊郭の規則を問われて席を蹴った男たち、料亭の提灯に「憲」と書いた男たちから、すべては始まった。与えられなかったからこそ、闘って獲た。その記憶を手放したとき、地位は静かに、元の場所へ戻り始める。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.18-35, 55-88, 122-136（第一回検査の椿事、三百代言の語源、僕隸の評、代言人規則の取締性、星亨、厚德館・福島事件、大岡育造、憲法発布式）
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.14-28（公事師との連続性、星亨、自由党入党）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 憲法発布式の日付について、『東京弁護士会百年史』の当該箇所は「明治二十二年二月一日」と表記するが、史実の発布日（明治22年2月11日）の誤植とみられるため、本文は2月11日とした。
- 第一回代言人検査の逸話は、代言人・松尾清次郎の後年の談話（東弁百年史p.21-22所引）に拠る。
- 磯部四郎の意見書について、東弁百年史の当該箇所は「明治二年六月」と表記するが、治罪法起草委員への意見書であることから明治12年の誤りと判断し、本文は明治12年とした。

引用中の「……」は中略を示す。

第2話

法服の中の屈辱——明治26年弁護士法と日本弁護士協会

明治26年5月、神田一橋の帝国大学講義室。生まれたばかりの「東京弁護士会」の創立総会は、異様な光景の中にあった。

議場には検事正が検事を従えて臨席し、場内には警部が立ち、場外は巡査が固めている。議題は役員の選び方——抽せんか、選挙か。たったそれだけのことで会場は怒号に包まれ、議長席に上ろうとした会員を巡査が押しとどめる騒ぎになった。

この年、「代言人」の名は消え、「弁護士」が誕生した。だがその門出を、登録一か月余の青年弁護士・原嘉道は醜態と見た。後年の述懐である。

「到底紳士の会合とは思はれぬ醜態を呈したことである」「吾輩は、余りの浅ましさに、涙のこぼれるを感じたのである」（一弁会史p.22-23）

三十年後に第一東京弁護士会を創立することになる男の、これが原点の風景だった。

明治26年の弁護士法は、闘い取られた法律ではあった。当初の政府案は、地方裁判所から控訴院へ、控訴院から大審院へと登るのに各5年を要する審級制限に加え、大審院500円という法外な登録料で在野を縛ろうとするものだった。在野法曹は一致して反対し、議会では穂積陳重が論陣を張って、政府は案を撤回。成立した弁護士法の登録手数料は20円——門戸は開かれた。

だが、勝ち取れなかったものの方が大きかった。弁護士試験の試験委員はすべて司法省の高等官であり、弁護士は自らの手で後輩を選ぶことができない。帝国大学卒業者と判検事は無試験という特権も残った。そして何より、弁護士会は強制加入とされたうえで、検事正の監督下に置かれた。後年の会史は書く。

「そもそも職務上対等、対立の関係にある者から監督されるということは、性質上いかにも不合理であり、事実弁護士にとっては屈辱であり、国民にとっては、その自由と人権を守るうえで大きな支障を生じたのであった」

法服をまとっても、屈辱は法服の中に縫い込まれていた。総会の混乱の末、6月4日の役員選挙で初代会長には大井憲太郎が就いた。159票対126票。自由民権の闘士が、407名の新しい「弁護士」の先頭に立った。

もう一つ、この時代の弁護士たちを縛る条文があった。弁護士法28条は、弁護士会が議事にできる事項を三つに限定していた。つまり法定の弁護士会では、司法制度の改革も、人権の擁護も、正面から論じることすらできない。

ならば、外に作るしかない。

明治30年2月15日、神田錦輝館。全国から200余名が集まり、任意団体「日本弁護士協会」の創立大会が開かれた。発起人は鳩山和夫、菊池武夫、磯部四郎、岸本辰雄。会員はやがて全国の弁護士の約半数に達する。鳩山が機関誌『録事』創刊号の論説に書きつけた一句が、この団体の存在理由を言い尽くしている。

「代言人ヲ改メテ弁護士トシ名ハ甚タ美ナリト雖トモ其实昔時ノ所謂公事師ト何ヲ以テ異ナラン人必ス自ラ侮テ而シテ後人之レヲ侮ル」

（東弁百年史p.194所引）

名前が変わっただけでは、公事師と何も変わらない。人は必ず自ら侮って、しかる後に人に侮られるのだ——。『録事』は「在野法曹が法律問題に関する気焰を吐すべき唯一の機関なり」と名乗りを上げ、司法部は辛辣な記事をすべて花井卓蔵の筆と決めつけて「あの花井が、花井が」と目の仇にしたという。

この協会から、後の弁護士自治につながる言葉が次々と生まれた。花井卓蔵と原嘉道は、弁護人も立ち会えない密室の予審を衝いた——「今日のわが国の予審制度は暗黒の制度であるからである」。提案は全員一致で可決された。判事と同じ壇上から弁護士を見下ろす検事の席、その物理的な高低差への異議も申し立てられた（この闘いは長く続き、大正2年には東京弁護士会常議員会が「刑事法廷ニ於ケル弁護人ノ位置ヲ検事席ト同等ニスルコト」を建議している）。

そして明治33年4月、大阪での臨時総会。「弁護士会ヲ自治体トナスコト」が可決される。提案理由の説明に立ったのは原嘉道だった。

「弁護士は各自自ら治むるの能力を有するものにして、其団体を検事正の監督の下に置かざるべからざるの道理あることなし」（一弁会史p.32）

弁護士自治——この旗が現実の制度になるのは、半世紀後の昭和24年である。旗は、ここで初めて掲げられた。さらに明治40年の総会は「司法官ハ総テ弁護士中ヨリ採用スルコト」を可決する。裁判官も検察官も弁護士経験者から採る、いわゆる法曹一元の主張であり、これもまた昭和の時代まで持ち越される長い宿題となった。

＊ ＊ ＊

言葉だけではない。この時代の弁護士は、法廷で社会の信を獲得していた。

足尾鉍毒事件。鉍毒に苦しむ農民たちの請願行動を官憲が弾圧し、多数が起訴されると、明治31年、前橋地裁の法廷に58名の弁護士が立った。全員、無報酬である。一審は有罪29名・無罪22名。控訴審では50名中47名が無罪となった。

日比谷焼打事件。明治38年9月、講和条約反対の民衆騒擾で検挙1700余名、起訴200余名。翌年の公判には全国から169名の弁護士が弁護に立ち、首謀者とされた者たちはほぼ全員無罪となった。東京弁護士会自身も臨時総会を開き、警察官による市民への暴行を「犯罪事実」と認める決議を挙げている。監督官庁の顔色をうかがう法定の会が、権力の暴走を正面から告発した瞬間だった。

明治41年の赤旗事件では、卜部喜太郎が婦人被告人の弁護に立ち、法廷で説いた——「ただ徒らに主義者を牢獄に投じて、彼らを鎮滅し得たりとなすは大なる誤解にて」。思想を裁く時代の入り口で、弁護士は処罰の無意味を語る役回りを引き受けていた。

だが、勝てない法廷もあった。大逆事件である。明治43年12月、非公開のまま連日開廷された審理は年内に終結し、翌44年1月、幸徳秋水以下24名に死刑が言い渡された。うち12名は恩赦で無期に減刑されたが、残る12名の刑は判決からまもなく執行された。弁護人の一人、今村力三郎は書き残している。

「裁判所が審理を急ぐこと奔馬の如く、一人の証人すら之を許さざりしは予の最も遺憾とする所なり」（東弁百年史p.267）

勝った事件は、弁護士が民衆の側に立つ職業であることを社会に刻んだ。敗れた事件は、権力を制御する仕組み——司法への国民参加——がこの国にまだ無いことを、弁護士たちに刻んだ。その両方が、次の時代の跳躍台になる。

現代への視線

検事正に監督された法定の会と、理念を語るために外に作られた任意の協会。明治の弁護士は、この二重構造で時代を切り拓いた。会の形が理念を縛るなら、理念の方が新しい器を作ればよい——団体の形より理念の中身が先である。この順序を、彼らは最初から知っていた。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.165-219, 258-267, 278-279（弁護士法制定過程、創立総会、日本弁護士協会、予審・法廷の席・自治決議、足尾・日比谷・大逆、大正2年建議）
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.19-34（原嘉道の回想、協会の活動、日比谷焼打事件決議）

- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.36-42
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 明治26年弁護士法は前年（明治25年）12月に議会可決、明治26年3月公布・5月施行。

引用中の「……」は中略を示す。

第3話

官民孰れにも偏せず——米騒動・陪審法・一弁創立

大正7年の夏は、米の値段から始まった。

7月末、富山県魚津の浜で、漁師の主婦たちが米の積み出しを止めてほしいと願い出た。小さな騒ぎは瞬く間に全国へ燃え広がり、軍隊が出動し、新聞は報道を禁じられ、起訴された者は7,000名を超えた。

このとき、日本弁護士協会が動いた。8月、評議員会は直ちに実行委員50名を選び、食料問題・騒擾事件・人権問題の三部会に分けて、甲信越へ、東海へ、京阪神へ、中国へ、九州へと手分けして現地調査に乗り出したのである。政府を擁護するでもなく、騒擾を煽るでもない。事実を調べ、法に照らして書く。調査に乗り出した協会の姿勢を、当時の法律紙はこう評した。

「独り弁護士協会が、官民孰れにも偏せず、貴賤都鄙孰れの階級にも党せず、最も公平なる立場に処して、騒擾の真相、その処置の当否、軍隊使用の得失等を実地に精査して……世道民権の為に、吾人の感謝措く能はざる所なり」

そして9月末の決議は、軍隊の使用を「失体」、言論・集会への抑圧を「失政」と断じた。

偏らないことが、最も鋭い権力批判になり得る。弁護士の団体が社会の信頼を獲得した、その原型がここにある。

＊ ＊ ＊

調査の力は、翌年も権力の暗部を暴いた。京都府知事らが被告となった贈収賄をめぐる疑獄事件——世にいう京都豚箱事件である。徹夜の取調べ、共同被告に「自白勧告書」を書かせて回覧させる自白強要。そして協会の調査団が突き止めたのは、京都監獄署の受付所に並ぶ奇妙な設備だった。報告書は記す。

「京都監獄署内受付所ト称スル室ニ囚人控席ナルモノアリ……高五尺六寸許幅二尺許ノ板製ノ押入形ノ箱群列ス」

検事はこの押入れ型の箱に被告人を押し込んで待たせた。府会議員の一人は真冬に8時間入れられ、気を失った。協会は大正9年、司法大臣原敬に宛てて処分要求書を提出。問題は帝国議会に波及し、検事長は辞職に追い込まれた。

だがこの時代の弁護士たちは、権力を告発するだけでは終わらなかった。裁判そのものに国民を参加させる——陪審制度の実現に、彼らは二

十年を費やしていた。

＊ ＊ ＊

もし陪審制度があったならば、このような事件は起らなかったであろう――。

大逆事件の後、そう説いたのは江木衷である。協会が明治33年に提案した陪審制度は、大正7年成立の原敬内閣でついに政治日程に上った。法制局長官・横田千之助の斡旋で、原首相は江木衷・原嘉道・花井卓蔵と一夕の晚餐を共にし、基本的な了解を交わす。在野法曹と政権との、歴史的な共同作業の始まりだった。

翌年設置された臨時法制審議会には在野から江木・花井・原嘉道・磯部四郎・鶴沢総明が主査委員として乗り込んだ。審議は荒れた。委員の一人は回想する――「議論が激しくなる時には、随分卓を叩くと云ふやうなことも度々でございまして……將に拳骨までが出んとしたやうな形勢の現れがあつて」。

ここで江木は独特の戦法に出る。『陪審法に関する意見』『憲法と陪審制度の関係』――自費で刷った小冊子を次々と関係方面へ送りつけ、審議が膠着すると、あらかじめ法文の形に書き上げた「陪審制立案要綱」を江木・花井・原の連名で突きつけた。要綱ではなく条文で迫る。この戦法は、約30年後の弁護士法制定で再び使われることになる。

順風ではなかった。大正10年11月、原敬が凶刃に倒れ、推進の要を失う。枢密院は難色を示し、大幅修正を吞まされた。それでも大正12年3月、法案は貴族院の本会議にたどり着く。

その日、若槻礼次郎が休憩を挟んで4時間、違憲論を含む反対演説を打った。受けて立ったのは、前年勅選議員となった花井卓蔵。沿革から説き起こし、違憲にあらざる理由を論じて2時間。深夜、貴族院は法案を可決した。三百代言と呼ばれた男たちが、国民を裁判の主役に据える法律を、議会で勝ち取った夜である。

昭和3年10月、陪審法施行。全国の刑事法廷が改造され、12人の陪審員席が設けられた。初期のある陪審公判では、陪審員12名の職業は農業8、物品販売業3、公吏1——法の支配が、市井の人々の手に渡された。

＊ ＊ ＊

ところが、その同じ大正12年、東京の弁護士たちは内側で割れていた。

東京弁護士会には明治40年以来、「桃李倶楽部」という派閥連合があった。統一候補を決め、連記記名式の投票で会長・副会長・常議員を独占する。当初は改革派の結集軸だったこの装置は、二十年を経て、批判者から藩閥政治にすらなぞえられる存在になっていた。

大正11年、変化が来る。この年の新入会員は624名——現存会員1,521名の会に、実に四割の新血が一度に流れ込んだ。5月の会長選で桃李倶楽

部は割れ、長老派の推す岩田宙造ではなく少壮派の推す乾政彦が統一候補となって当選する。敗れた長老派は8日後、倶楽部からの離脱と新団体「東京弁護士協会」の設立を宣言した。設立委員は原嘉道ら16名。宣言は言う。

「桃李倶楽部内に於ける近時の情勢を見るに……漸く選挙競争の弊害を再現し当初の所期と相反するものあり」

対立は法改正闘争に発展する。一つの地裁管内に複数の弁護士会を認める弁護士法改正案——世にいう分離法案——が大正12年2月に議会へ提出されると、反対派は連盟を結んで檄を飛ばした。

「嗚呼自治の観念と社会の秩序とを一般民衆に先んじて体得しつつあるべき在野法曹が自らを侮り、蠢々乎として蝸牛角上の争を激成せしめんとするは何等の醜体ぞ」

3月の東京弁護士会臨時総会は688名が出席して騒然のまま散会。法案は3月15日に貴族院を通過し、5月8日の施行日、分離派は即日、新会の設立認可を得た。5月20日、築地精養軒。187名が出席した創立総会で、初代会長・原嘉道の名が発表されると、会場は割れるような拍手に包まれた。第一東京弁護士会の誕生である。東京弁護士会からの脱会者は385名にのぼった。

この分裂を、後の歴史はどう見たか。東京弁護士会の百年史は、民主的な運営を求める勢力と封建的な支配を守ろうとする勢力の激突と描く。去った側の原嘉道には、高遠な目的で集った団体が乗っ取られたという無念があった。同じ出来事に、二つの物語がある——派閥の対立とは、いつの時代もそういうものである。

ただ、原嘉道が新しい会に何を託したかは、本人の言葉で残っている。昭和6年に盟友・花井卓蔵が急逝した後、原がひとりで書き残した「第一東京弁護士会記」の一節である。

「惟ふに弁護士会は法律的団体なりと雖も道義的精神に拠り結合するにあらざれば久遠の安固進展を期すへからず」（一弁会史p.104）

分裂という負の出来事を、「道義的精神による結合」という理念の宣言に転化させる。一弁の入会宣誓が今も「本会創立の精神」の尊重を求めるのは、この一文に発している。

現代への視線

団体の新設は、逃避ではなく理念の再結晶であり得る。原嘉道たちがそうであったように、問われるのは「何から離れたか」ではなく「何に拠って結合するか」である。そしてもう一つ。官民いずれにも偏せず、事実と法だけで語る——弁護士の団体が社会の信頼を得る道は、百年前にすでに示されていた。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.207, 304-311, 335-339, 371-382（米騒動、豚箱事件、陪審法、分裂）
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.36-47, 62-85, 90-106（米騒動、陪審法成立過程、分裂と分離法案、一弁創立、会記）
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.2-8, 48
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 米騒動の検挙者数は史料により食い違う（検挙8,185名・起訴7,708名〔東弁百年史〕、検挙2万5千人超〔一弁会史〕）ため、本文は起訴者数のみ記載した。
- 陪審法は大正12年3月21日議会通過、4月18日公布（法律第50号）、昭和3年10月1日施行。

引用中の「……」は中略を示す。

第4話

暗い時代の胆力——戦時体制と抵抗した少数者

昭和7年11月、大審院の法廷。思想事件弁護の第一人者・布施辰治の懲戒控訴審は、異様な結末を迎えた。

裁判所は先の期日まで日程を指定しておきながら、突如弁論を打ち切った。そして休廷からわずか5分後に入廷し、判決を言い渡したのである——「被告の控訴はこれを棄却す」。

「被告布施、河合、蓬田両辩护人何れも、裁判長々々と呼び発言を求めたるも、裁判長これに応ぜずして陪席判事、立会検事と共に退廷」

辩护人に名を連ねた90名の抗弁も空しく、布施の除名は確定した。罪状の実質は、三・一五事件の法廷で権力と闘いすぎたことである。翌昭和8年9月1日の早朝には、人権派弁護士の一斉検挙が行われ、布施も上村進も、組織的な人権弁護の担い手たちがまとめて獄につながれた。弁護権そのものが、法廷から奪われた時代の始まりだった。

制度の上でも、前進と停滞が同居していた。昭和8年に成立した旧弁護士法は、職務範囲を「一般ノ法律事務」に広げ、弁護士試補制度を設け、そして初めて女性に弁護士への道を開いた。だが最大の課題だった自治は実現しない。監督権者が検事正から司法大臣に「格上げ」されただけで、懲戒の権限は依然として裁判所の懲戒裁判所にあり、会則の認可ひとつにも司法省が細かく修正を命じてきた。

在野の悲願だった法曹一元——裁判官・検察官を弁護士経験者から任用する制度——は、昭和11年の全国弁護士大会で満場一致の決議となる。

「司法官タル資格ハ之ヲ十年以上弁護士ノ職ニ在ル者ニ限ル制度ヲ
確立スヘシ」

昭和13年には、要件を「弁護士経験3年以上」に緩めた法曹議員連盟の法案が、ついに衆議院を通過するところまで漕ぎつけた。だが貴族院で会期満了、廃案。翌年も、翌々年も同じ運命をたどった。同じ議会で国家総動員法が成立していたことが、時代のすべてを物語る。後の会史は総括する。

「軍国主義体制と天皇官僚国家体制は、はるかに巨大な抗すべからざるごとき波濤であり、この荒波の中に一元法案はついに没し去ったのである」

＊ ＊ ＊

その荒波の中で、法律家の論理だけを武器に立った男がいる。岩田宙造である。

昭和15年10月に発足した大政翼賛会は、「党」でも「運動」でもない正体不明の組織のまま、議会局を通じて立法機関まで翼下に収めようとしていた。貴衆両院で翼賛会の性格を問う質問が相次ぐなか、最も痛烈な批判を放ったのが岩田だった。衝いたのは、ただ一点である。

「大政翼賛会と云ふものが、法令に何等基く所がない。国民の組織を根柢から覆へし、根柢から新たに作るやうな仕事を目標として起った此の大組織が、憲法に何等依らないのである。……これが許されるものであると云ふことは、どうしても私共了解が出来ない」（百年正史p.108）

憲法に根柢のない機関が国政を動かしてよいのか。政事結社なら軍人・官吏は入れないはずではないか。追及は内務大臣から「翼賛会は政事結

社ではなく公事結社である」という言質を引き出し、翼賛会は昭和16年4月、議会局・政策局の廃止に追い込まれた。

同じ月、岩田は帝国弁護士会の通常総会に一本の決議を提案する。「国防国家ノ建設ハ朝野協力厳ニ憲法ノ条規ヲ遵守シテ之ヲ行フコトヲ要ス」。国防国家の建設それ自体には異を唱えない。ただし、憲法を守って行え——それが軍部全盛の時代に公にできる、ぎりぎりの抵抗線だった。提案理由で岩田は言い切っている。

「若し然らずとせば法規に依らざる巧妙なる手段を設け重要な政治を行ひ、以て想像するだに恐るべき幕府的勢力の出現を見る危険あることは説明するまでもない」（一弁会史p.308）

幕府的勢力——軍部を指すことは、誰の目にも明らかだった。

＊ ＊ ＊

だが時代は、弁護士の職業そのものを呑み込んでいく。

昭和16年、全面改正治安維持法と国防保安法は、これらの事件の弁護人を「司法大臣があらかじめ指定した弁護士」に限定した。指定から排除される者の基準は、規程にこうある。

「思想、経歴其ノ他ノ事由ニ因リ指定ヲ適当ナラスト認ムル者」

思想で弁護人を選別する。指定されたのは全国で693名——東京弁護士会74名、第一東京弁護士会68名、第二東京弁護士会21名。弁護の現場がどうなったかを、後の記録は伝えている。

「非常時下、決戦体制下に罪を犯す者は国賊であり、国賊を弁護する必要はないという考え方が強力になり、裁判以前に国賊にされ、弁護は不十分となり、熱心な弁護活動をする弁護士は、却って時局非協力とされた」

そして昭和19年2月17日、丸の内の大東亜会館。司法大臣、大審院長、検事総長、翼賛会幹部が居並ぶ中、全国の弁護士を一つに統合する「大日本弁護士報国会」の結成式が挙行された。その名称からして、「翼賛的な意味を取入れた方がよい」という司法大臣との相談で決まったものだった。当時の新聞は書いている。

「全国六千の弁護士がこれまでのいわゆる弁護士臭を脱ぎすて……すでに第一東京弁護士会（会員約四百五十名）を除く東京、第二東京以下全国五十一団体五千五百名が参加」

——「第一東京弁護士会を除く」。

全国五十余団体が雪崩を打つ中、一弁だけが最後まで加入を拒んだ。前年5月、一弁が帝国弁護士会とともに合同の委員会で決めた声明が、その理由を残している。

「本会ハ結合既ニ久シキ同志ノ団体ニシテ……今茲ニ新タナル統合
団体ヲ結成シテ屋上ニ屋ヲ架スルノ要アルヲ認メザルナリ。現下ノ
要求ハ形式的整理ニ在ラズシテ内容ノ充実ニ存ス」

勇ましい抵抗の言葉ではない。屋上屋は要らぬ、という乾いた論理である。だが全員が同じ方向へ走る時代に、一会だけが立ち止まる——それがどれほどの胆力を要したかは、明治29年以来の歴史を持つ日本弁護士協会さえこの年に解散へ追い込まれた事実が、静かに証明している。

もう一つ、書き残しておくべきことがある。帝国弁護士会は昭和15年秋、委員100名を全国に分散派遣して民情を調査し、翌16年1月、その報告書を政府に提出した。翼賛の大合唱の裏側で、国民が何を思っているか。報告書は臆さず書いた。

「徒に滅私奉公を説き一億一心を称へ、違失を責むるに急なるものの如し。為めに、新体制に対する国民思想の動向未だ必ずしも帰一するに至らず、怨嗟の声は必ずしも鮮しと云ふべからず」

事実を調べ、事実を書く。米騒動の調査から二十余年、暗黒の時代にあってもこの職業倫理は死ななかった。

現代への視線

「長いものに巻かれる」とは、威勢のよい言葉を叫ぶことではない。法の論理と事実の調査だけを武器に、大勢が一方向へ走るとき一人立ち止まる胆力のことである。翼賛国会で最も痛烈な批判を放った岩田も、報国会への合流を拒んだ一弁も、声高ではなかった。ただ、筋を曲げなかった。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.411-413, 432-434, 469-470, 492-510, 534-544（布施事件、昭和8年法、指定弁護士、報国会、法曹一元運動）
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.299, 306-318（岩田の翼賛会追及、帝国弁護士会決議、一弁の不参加声明、民情調査）
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.84, 108-112
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 岩田の翼賛会追及は第76議会（昭和15年末開会）の貴族院予算委員会、帝国弁護士会決議は昭和16年4月25日の通常総会。「国賊」の引用は『日本弁護士沿革史』（百年正史p.109-110所引）。
- 昭和18年5月24日の声明は、一弁（委員38名）と帝国弁護士会（委員20名）の合同対策委員会で決定されたもの（一弁会史p.317）。

引用中の「……」は中略を示す。

第5話

自治を勝ち取る——弁護士法第1条の誕生

敗戦の年、昭和20年8月。東久邇宮内閣の司法大臣に、一人の弁護士が就いた。かつて翼賛国会で最も痛烈に大政翼賛会の違憲性を衝いた岩田宙造である。

岩田は在野の宿願・法曹一元の実現を審議会に諮った。だが同年12月、判事検事の任用資格をめぐる採決は5対6——ただ一票の差で否決される。制度で敗れた岩田は、人事で押した。翌21年2月、検事総長に弁護士・木村篤太郎、司法次官に弁護士・谷村唯一郎。新聞が「司法部 首脳一新」と報じた、世にいう岩田人事である。しかし岩田自身が公職追放となり、この試みは半ばで潰えた。

制度は、人事では変わらない。ならば法律を——弁護士たちの本当の闘いは、ここから始まる。

＊ ＊ ＊

昭和21年9月、司法省によりやく弁護士法改正準備委員会が設けられた。委員27名のうち弁護士は14名。数の上では初めて、弁護士がテーブルの多数を占めた。

ここで弁護士側は、歴史に残る戦術を採る。要綱を出して役人に条文化を委ねれば、立法化の過程で骨抜きにされる虞れがある——弁護士側はそう見抜いていた。ならば、最初から全部条文で書いて突きつける。東京弁護士会館の一室に連日集まったのは、真野毅（二弁）、庄野理一（東弁）、島田武夫（一弁）の3人である。島田の回想が、その部屋の空気を伝えている。

「かなり骨の折れる仕事であったが毎日のように東京弁護士会館の1室に集まっては熱心に討議を重ね……現行法の第1条にある『弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする』という文句も、このとき真野がいだいたもので、これでよからうということできた」（百年正史p.152）

「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」。今日、すべての弁護士がその名において仕事をするこの条文は、官僚の起草ではない。弁護士会館の一室で、弁護士自身が書いた。

＊ ＊ ＊

だが、眼目である「司法大臣の監督廃止・弁護士会による登録と懲戒」への道は、四方八方からの砲火にさらされた。

最高裁判所は、憲法の規則制定権を盾に、弁護士に関する規則は最高裁の権限であり法律事項ではないとする違憲論を唱えた。大蔵省と特許庁

は、弁護士が当然に税務・特許業務を行える条項に反対した。検察は「全国検事長一同」の名で反対決議を突きつけた。政府提出は絶望的となり、弁護士会は議員立法に活路を求める。衆議院の法務委員会では、法務総裁や最高裁判事を相手に、一弁の島田武夫が食ってかかるように渡り合った。当時の東弁会長・水野東太郎は「噛みあうような喧嘩をやったのです」と回想している。

占領軍はどうだったか。GHQで法案審査にあたったオプラーは、後年こう書き残した。

「弁護士会自体が最大限に可能な独立を獲得するために、喜ばしいほどの熱意を示したので、私達は何も押しつける必要がなかった」

(百年正史p.152所引)

弁護士自治は占領軍の贈り物だった、という通説がある。当のGHQ担当者が、それを否定している。押しつける必要がないほどの熱意——それがこの法律の推進力だった。

＊ ＊ ＊

昭和24年5月。法案は衆議院を通ったが、参議院で修正を受け、会期末が迫った。両院協議会を開く時間はもうない。

5月30日、衆議院本会議。参議院の修正案を否決したうえで、出席議員の3分の2以上の特別多数で原案を再議決するという、乾坤一擲の手が打たれた。可決の瞬間、国会に詰めかけていた弁護士会の関係者は万歳を唱えたという。6月10日、弁護士法公布。法律第205号。

司法大臣の監督は消えた。弁護士の登録も懲戒も、弁護士会と日弁連が自ら行う。国家機関の監督を受けない強制加入の専門職団体——世界にも稀な完全自治が、ここに成立した。ときの一弁会長・伊勢勝蔵は、会誌にこう書いた。

「吾等弁護士は今、新弁護士法によって与へられた賜を抱いて陶醉すべき秋でない。この大なる権利と自由、高貴なる地位を完全に保持せんがために、更に一段の緊張と覚悟を新たにし……」（一弁会史 p.375）

祝杯の言葉ではなく、警句である。獲得の日に、維持の困難を予言していた。

新法は9月1日施行。その日までのわずか3か月で、全国の弁護士会は日本弁護士連合会を作り上げねばならなかった。組織論をめぐる激論の末、7月の設立者総会を経て、初代会長には有馬忠三郎（元一弁会長）、事務総長には江川六兵衛（一弁）。事務所は第一東京弁護士会館の3階、職員12名。金色の向日葵に天秤を配した徽章が、全国5,918名の弁護士に配られた。ひまわりの徽章の誕生である。

自治は、成立の前から試されていた。

昭和23年2月、公職追放をめぐる平野事件で、GHQは東京地裁の仮処分決定を真っ向から否定した。「日本の裁判所には裁判権はない」——民政局長ホイットニーの書簡に、最高裁長官は「裁判権のないものの裁判として無効と認める」との談話で応じ、東京地裁は「連合国最高指令官の指令により」自らの決定を取り消した。司法権が、占領権力の前に屈した瞬間である。

その4か月後、今度は弁護士会が試された。

6月1日午後4時、GHQ民政局。ケーディス大佐は東弁会長・長野国助を呼びつけ、平野の代理人だった弁護士・戸倉嘉市を即刻除名し、新聞広告で公表せよと命じた。裁判所も政府も逆らえなかった占領軍の命令である。長野の手記が、その場のやりとりを残している。

「余は仮に貴官のいわれる如き不都合な所為が戸倉君にあったとしても東京弁護士会の会則では懲戒委員会にかけなければ処罰できない。会長の一存で除名などできないということ、それではすぐに会則を改正せよ、余はこれを許可するということのである」（東弁百年史p.634-635）

会則を変えろ、私が許可する——占領軍の論理に対し、長野は「百万弁
疏して」踏みとどまった。会に戻ると常議員会に特別委員会を設け、独
自に事情を調べ、戸倉の役職辞任という形で事態を收拾する。新聞広告
は、ついにしななかった。

除名を命じられて、手続を盾に拒む。司法権すら屈した相手に、弁護士
会は「懲戒は会則に基づく手続による」という一線を守り抜いた。獲得
されたばかりの弁護士自治は、最初の実地試験に合格したのである。

＊ ＊ ＊

それから約30年後の昭和53年、この自治が根底から揺さぶられる日が来
る。弁護士抜き裁判法案——刑事法廷から弁護人を排除できる法律が国
会に提出され（廃案は翌54年）、弁護士会は存亡を賭けた闘いに立つこ
とになる。その最前線に立った人々が、どこでどう育ったのか。それを
描くには、弁護士会の中に生まれた「派閥」という不思議な生き物の話
をしなければならない（第2部へ続く）。

一弁の百年史の序言は、こう刻んでいる。筆者は、一弁会長と最高裁判
事を歴任し、この百年史の編纂委員長を務めた中川了滋である。

「弁護士自治は決して不磨の法典に基づくものではなく、弁護士・
弁護士会が国民の信を得られない行動を取った時には、法律の改正
によって消滅することがある」（百年正史・序言）

現代への視線

自治とは獲得の物語であると同時に、維持の物語である。そして維持を担うのは、制度ではなく人である。要綱ではなく条文を書いた真野毅。獲得の日に警句を書いた伊勢勝蔵。占領軍に「会長の一存で除名などできない」と言い切った長野国助。——その時々、そう言い切れる人を持てるかどうか。すべてはそこにかかっている。

出典・注記

- 発言等の引用の末尾に付した（ ）は出典を示す（略称p.頁）。頁は刊本の印刷頁による。
- 東弁百年史＝『東京弁護士会百年史』（東京弁護士会・1980）p.560-586, 633-636（司法制度改正審議会、岩田人事、弁護士法成立、日弁連設立、平野事件・戸倉事件）
- 一弁会史＝『われらの弁護士会史』（第一東京弁護士会・1971）p.341-342, 365-376（条文化戦術、国会審議、成立）
- 百年正史＝『われらの弁護士会史 創立百年正史』（第一東京弁護士会・2023）p.123-124, 138-160および序言（岩田人事、オブラー回想、日弁連設立、序言の引用。序言部分には頁付がない）
- 引用中の「……」は中略を示す。
- 岩田宙造の司法大臣在任は昭和20年8月～21年5月。法曹一元否決は昭和20年12月18日、岩田人事は昭和21年2月。

引用中の「……」は中略を示す。